

議案第 6 号

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 8 月 5 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正されたことに伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業における職員の配置基準を改正するため、君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市条例第 22 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、</p>

保育士とみなすことができる。

保育士とみなすことができる。